令和 4年 4月 1日

協会員各位

群馬労働局登録第107号
一般社団法人 太田労働基準協会長
館林労働基準協会長
大泉労働基準協会長

フォークリフト運転技能講習実施について

労働安全衛生法により積載荷重1t 以上のフォークリフトの運転業務には登録機関が行うフォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ就くことはできません。
このため、下記により技能講習を開催しますので、 この機会に漏れなく資格を取得されますようご案内いたします。

記

1. 開催日時

学 科	5月 28日(土)	8:00 ～ 17:00
実 技	5月 29日(日)、 6月5日(日) 6月12日(日) 走行操作及び荷役操作	8:00 ～ 16:00
	6月19日(日) 走行・荷役操作・実技試験	8:00 ～ 17:00

2. 会場

学 科	太田労働基準協会 2階講習室	太田市飯塚町 87－1
実 技	東亜工業㈱ 本社工場	太田市西新町 126－1

3. 受講資格　　大型自動車免許・普通自動車免許・大型特殊自動車免許(カタピラ限定)のいずれかを有すること。

4. 申込方法　　申込様式により記入し、受講料を添えて申し込み下さい。

◎受講受付け後,講習日一週間前以降の取消しは受講料の返却は致しません。

5. 受 講 料　　会　員 **40,700円** 内訳　講習料　37,000円　(消費税 3,700 円)
テキスト代　無料
非会員 **42,350円** 内訳　講習料　37,000円　(消費税 3,700 円)
テキスト代　1,500円　(消費税　150 円)

6. 定　　員　　**６０名** (受講される協会員は、確実な人数を事前にご連絡ください)
定員になり次第締め切ります。

8. 申 込 先　　(一社)太田労働基準協会　TEL.0276-46-5774 ・ fax.0276-46-1544
館林労働基準協会　TEL.0276-72-8890 ・ fax.0276-70-7622
大泉労働基準協会　TEL.0276-62-4334 ・ fax.0276-62-3619

9. 服　　装　　実技については、ヘルメット、安全靴、軍手、作業服を着用のこと
講習時は3対応、マスクの着用・体温測定・消毒の実施を行いますのでご協力をお願い致します。

10. **注　　意**　　**遅刻は認められませんので、ご注意下さい.**

以 上

フォークリフト運転技能講習受講申込書

申請前 6 ヶ月以内に撮影したもので上半身,正面脱帽,この欄に写真 2 枚を裏返しにしてｾﾛﾃｰﾌﾟで仮止めし、氏名を記入して下さい. サイズは 24 ㎜×30 ㎜のもの 上半身,カラー白黒いずれでも可

受講番号			実施管理者
太田	館林	大泉	承認欄

ふりがな 受講者氏名		※修了証に旧姓または通称の併記をご希望される方は下の[ ]にご記入の上、住民票等公的な確認書類を添付してください 旧姓[ ] 通称[ ]
現住所 〒 ー 県		生年月日 昭和 平成 年 月 日
受講者携帯番号:(固定電話)		

受講資格 (いずれかに〇)			*資格確認欄*
		大型特殊自動車免許	
		大型自動車免許	
		普通自動車免許	

事業場所在地 名称 代表者 電話番号	印 ( ) 事務担当者名( )

免　許　証

免許証の写し(コピー)を貼り付けて下さい。

注意: 氏名、住所等を変更した者で、受講申込時の記載事項と運転免許証が異なる場合は、運転免許証の裏面の記載事項もコピーし、貼付して下さい。

フォークリフト運転技能講習を受講したいので受講料を添えて申し込みます。

＊下記申込方法の該当項目の□内に、レ点を入れて提出して下さい。

□ 会員、 ・県内の他協会(協会名:)、 □ 非会員

一般社団法人　太田労働基準協会長殿
館林労働基準協会長殿
大泉労働基準協会長殿